

広島市ペット霊園の設置等に関する指導要綱運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

- 2 要綱第2条第9号の「人家」とは、人が居住するための家屋をいい、建築中の家屋及び空家（廃屋を除く。）を含むものとする。
- 3 要綱第2条第9号の「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- 4 要綱第2条第9号の「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 5 要綱第2条第9号の「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所であって入院施設を有するもの及び同法第2条第1項に規定する助産所であって入所施設を有するものをいう。
- 6 要綱第2条第9号の「老人福祉施設」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(事前協議)

第3条 要綱第6条第1項の事業計画書には、別表1に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。

(変更に係る事前協議)

第4条 要綱第9条第1項の変更事業計画書には、別表1に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。

- 2 要綱第9条第2項の規定により準用する要綱第4条及び第5条の規定による手続において、近隣関係者の範囲の起点には、墓地、納骨堂及び火葬施設の既設部分に係る境界を含まないものとする。

(関係機関との連携等)

第5条 要綱第14条第1項第5号の市長が必要と認める部署は、別表2に掲げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年12月15日から施行する。

(既設ペット霊園の届出)

2 要綱附則第2項の既設ペット霊園届出書には別表3に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が認めたときは、添付図書の一部を省略することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (要領第 3 条及び第 4 条関係)

	図書	備考
1	ペット霊園事業者の登記事項証明書（ペット霊園事業者が個人の場合は住民票の写し。）	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
2	ペット霊園の区域の土地及び建物（以下「土地等」という。）の登記事項証明書	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
3	ペット霊園の区域の土地等の所有者の承諾書及び印鑑証明書（土地等がペット霊園事業者の所有でない場合。）	承諾書には、土地等の所在地、ペット霊園を設置等することに承諾する旨等が記載されていること。
		承諾書の印影が印鑑証明書と同一であること。
		原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
4	不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
5	位置図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺（300メートル以内）の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
6	現況図	1/2, 500 以上の地図に、ペット霊園の区域を朱書きにし、方位・縮尺・人家等を記載し、墓地の境界から 100メートル、納骨堂の境界から 50メートル及び火葬施設の境界から 200メートルの範囲を示す線が記載されていること。
7	平面図（納骨堂及び火葬施設の場合は各階平面図。）	ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあつては、墓地面積、墓所面積（墓地の中で墳墓を設置する区域の面積をいう。）及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあつては、建築面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあつては、建築面積及び炉数が明示されていること。
		要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
8	姿図（納骨堂及び火葬施設の場合は立面図。）	要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
9	飲用水の汚染その他公衆衛生上支障がないと判断した理由書（埋葬を行う場合。）	飲用水の汚染その他公衆衛生上支障がないと判断した理由が明示されていること。
10	火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類	要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
11	関係法令の対応報告書	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に関する対応状況が明示されていること。
12	その他市長が必要と認める書類	

別表 2 (要領第 5 条関係)

市長が必要と認める部署
市民局文化スポーツ部文化振興課
健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
健康福祉局高齢福祉部介護保険課
動物愛護センター
こども未来局幼保給付課
環境局業務部産業廃棄物指導課
経済観光局農林水産部農林整備課
都市整備局西風新都整備部 (西風新都地区及びその周辺の場合。)
都市整備局緑化推進部公園整備課
都市整備局指導部宅地開発指導課
道路交通局道路部道路計画課
【中区、東区、南区及び西区について】
市民部区政調整課
建設部維持管理課
建設部建築課
建設部地域整備課
【安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区について】
市民部区政調整課
農林建設部維持管理課
農林建設部農林課
農林建設部建築課
農林建設部地域整備課
消防局予防部指導課
教育委員会学校教育部健康教育課
農業委員会事務局

別表 3 (要領附則第 2 項関係)

	図書	備考
1	ペット霊園事業者の登記事項証明書（ペット霊園事業者が個人の場合は住民票の写し。）	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
2	ペット霊園の区域の土地等の登記事項証明書	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
3	不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
4	位置図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺（300メートル以内）の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
5	平面図（納骨堂及び火葬施設の場合は各階平面図。）	ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあつては、墓地面積、墓所面積（墓地の中で墳墓を設置する区域の面積をいう。）及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあつては、建築面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあつては、建築面積及び炉数が明示されていること。
		要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
6	姿図（納骨堂及び火葬施設の場合は立面図。）	要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
7	火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類	要綱第 7 条の設置基準に係る事項が明示されていること。
8	その他市長が必要と認める書類	